解決

紛擾後當局警察署長ハ労資双方ノ真意ヲ確メタルニ至ニ意思ノ疎通ヲ缺ケル点アルヨリ三十一日布施辯護士ガ檢束者ノ関係ニツキ仝署長ヲ訪問セル際仝人ニ對シ解決方ニ付慫慂シタルニ仝人モ帰宅後罷業者一同ヲ仝人事務所ニ呼ビ寄セ警察署長ノ意ヲ傳ヘ解決ノ利益ナルヲ説キタルニ孰レモ諒解セルヲ以テ布施辯護士ヨリ直接側ト會見方ノ斡旋ヲ仝署ニ申込ミタリ依ツテ仝署警務主事ヨリ三誠本店ニ於テ兩者會見スルコトヽナリ罷業者側代表清水達造以下五名布施辯護士之ニ附添會社側ハ會紀橋田政周ノ三善濱樁営業部長竹田仝次長ノ

五名出席懇談的ニ交渉ヲ進メタル結果左記條件ヲ以テ解決ヲ告クルニ至レリ

左記

一、傭人待遇改善ノ件ハ現仝待遇従業員ノ待遇改善ト仝時ニスルコト

一、増給ノ件ハ最低一錢五十錢トスルコト
尚見習ノ者ヲモ一円二十銭ニ増給スルコト
但シ見習中ノ者ニシテ資格ヲ有スルモノハ成ルベク早ク本採用ニスルコト

一、今回ノ爭議ヲ原因トスル犠牲者ヲ出サヾルコト

株式會社大島製鋼所仝盟罷業
所在、府下南葛飾郡大島町四ノ一五
（發生十一月十二日
解決十一月十三日）

原因